

子どもの権利条約



毎月11日は「人権を確かめあう日」です

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、子どもの生存、発達、 保護、参加という包括的な権利を実現・確保するため、1989年の第44回国連総 会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

子どもたちにはどんな権利があるの?

「生きる権利」

子どもの命が守られ、健康かつ人間らしい生活を送ることができる権利

「育つ権利」

子どもが自分たちの持つ才能を伸ばし、心身共に健康に成長できる環境が 整備され、保証される権利

「守られる権利」

子どもがあらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸福に生きられる権利 「参加する権利」

子どもの意思が尊重され、他人の権利を侵害しない範囲で自由に発言や活動ができる権利

「子どもの権利条約」が採択されて以降、世界の子どもたちの死亡率は低下し、危 険な労働を強いられている子どもたちも減少しました。しかし、まだまだこの成果か ら取り残されている子どもたちは多く存在します。

私たちは、弱い立場の子どもたちが自立できるまで、十分な配慮や保護をしていか なければなりません。

また、ユニセフの調べでは、わが国の子どもの「身体的健康」は一番良い状態であるにもかかわらず、「精神的幸福度」は世界的に見て大変低く、38ヶ国のうち37位(EU及びOECD加盟国対象調査)となっています。この低さは、いじめ問題等も影響しているとみられています。さらに、子どもの自殺も大きな問題となっています。

日本の子どもが精神的に追い込まれているという事実をふまえ、子どもの心と命を 守るために、私たち大人は、また、社会は何をすべきかを考えなければならないと思 います。

2023. 2

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このビラへのご意見・ご感想は ☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

